

京都府立医科大学花園学舎における体育施設の管理業務について、京都府公立大学法人会計規則第32条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年3月11日

京都府公立大学法人理事長 金田 章裕

## 1 入札に付する事項

### (1) 業務の名称

京都府立医科大学花園学舎における体育施設の管理業務

### (2) 業務の仕様等

入札説明書及び業務仕様書のとおり

### (3) 業務の委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

### (4) 業務の履行場所

京都府立医科大学花園学舎体育施設（京都市北区大將軍西鷹司町13）

## 2 契約条項を示す場所等

### (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び業務仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町1-5  
教養教育共同化施設「稻盛記念会館」  
京都府立医科大学教養教育事務室  
電話番号 (075)703-4921

### (2) 入札説明書及び業務仕様書の交付期間

令和2年3月11日（水）から令和2年3月18日（水）まで（土日除く）  
交付期間中の午前9時から午後5時までの間に交付を受けること。  
（郵送による交付は行わない。）

### (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和2年3月13日（金）午後3時30分から

イ 場所 京都府立医科大学花園学舎体育館（京都市北区大將軍西鷹司町13）

## 3 入札に参加できない者

### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

### (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

#### 4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 次のアからエまでのいずれにも該当する者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。
- ア 京都府の「ビル総合管理等委託業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定めた告示（昭和53年京都府告示第129号）」に定める競争入札参加者の資格を得ている者のうち、「警備業務」に登録されている業者であること。
  - イ 緊急事態に迅速かつ的確に対応できるため、本件業務を管轄する営業所を京都市内に有していること。
  - ウ 直前2営業年度に、公共機関において12ヶ月以上の同等規模の建物管理・施設警備業務の実績を有すること。
  - エ 管理業務を行う者は自社の社員であること。
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること

#### 5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

##### (1) 確認申請書の交付期間等

- ア 交付期間 令和2年3月11日（水）から令和2年3月18日（水）までの間（土日除く）
- イ 交付場所 2の(1)に同じ
- ウ 交付方法 交付期間中の午前9時から午後5時までの間に交付する。

##### (2) 確認申請書の提出期間等

- ア 提出期間 (1)のアに同じ。
- イ 提出場所 2の(1)に同じ。
- ウ 提出方法 提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出するものとし、郵送及び電送による提出を認めない。

##### エ 確認資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- (ア) 商業登記簿謄本及び定款（法人の場合）

- (イ) 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明書(個人の場合)
- (ウ) 印鑑証明書
- (エ) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状
- (オ) 直前2営業年度の財務諸表(法人の場合)
- (カ) 直前2営業年度の所得税の確定申告書(個人の場合)
- (キ) 4(1)ウに該当することがわかる書類(契約書の写等)

オ 確認資料の提出

確認資料を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請者等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

確認資料作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3及び4について審査の上、参加資格があると認定された者は、京都府立医科大学花園学舎における体育施設の管理業務に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和2年3月31日までとする。

9 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者(3に該当する者を除き、4(1)アからエ及び(2)の資格を満たす者に限る。)は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると京都府公立大学法人理事長(以下「理事長」という。)が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書(以下「資格承継審査申請書」という。)及び当該承継に係る事由を証する書類その他理事長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

10 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

エ 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするために必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

オ 正当な理由なくして契約を履行しなかったとき

カ アからオまでのいずれかに該当し、一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

## 11 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時 令和2年3月25日(水) 午後2時30分から

イ 場所 教養教育共同化施設「稻盛記念会館」2階 第211講義室  
(京都市左京区下鴨半木町1-5)

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に該当する者若しくは4に掲げる資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府公立大学法人会計規則第34条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書の作成の要否

要する。

## 12 入札保証金

免除する。

13 契約保証金  
免除する。

14 その他

- (1) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。
- (2) 1～13までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (3) 詳細は入札説明書による。